

# 調査書 A 作成要領

## 1 調査書作成に当たって

中学校の校長、義務教育学校の校長又は特別支援学校の校長は、調査書の作成に当たっては、調査書作成委員会（以下「委員会」という。）を設けて、厳正を期すること。このため、委員会は、校長、教頭、中学部主事（特別支援学校）、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事その他の教員をもって構成し、委員会は校長を委員長として組織する。

## 2 調査書作成上の注意事項

- (1) 調査書は、中学校、義務教育学校又は特別支援学校中学部（以下「中学校」という。）生徒指導要録、健康診断票等の資料に基づいて作成する。
- (2) 令和9年3月卒業見込者に関する第3学年（義務教育学校にあつては第9学年。以下同じ）の記録は、令和9年1月29日（金）現在で記入する。
- (3) 鮮明に記入する。なお、必要に応じてゴム印、ワープロ等を用いてもよい。
- (4) 記入する数字は、すべて算用数字を用いる。

## 3 調査書記入上の注意事項

- (1) 「受検番号」の欄は、受検先学校において記入するので、中学校では記入しないこと。
- (2) 「1 学籍の記録」の欄の記入について
  - ア 生徒氏名の表記は、入学願書の表記と一致すること。
  - イ 生年月日が平成でない場合は——で修正する。
  - ウ 3年時在籍学級の欄は、中学校にあつては「通常の学級」または「特別支援学級」の別を記し、「特別支援学級」の場合は（ ）内にその学級の種類（知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由など）を記入すること。特別支援学校にあつては、「通常」、「重複」または「訪問」の別を記入すること。
  - エ 卒業（見込）の欄は、平成又は令和及び卒業見込又は卒業について、該当事項を○印で囲み、生徒の卒業見込年月日又は卒業した年月日を記入すること。
- (3) 「2 学習の記録」の欄の記入について
  - ア 「Ⅰ 観点別学習状況」の欄には、第3学年の評価について、A及びCのみを記入し、Bは記入しないこと。
  - イ 「Ⅱ 評定」の欄には、「指導要録の記入と取扱い」（岐阜県教育委員会）に基づき、各教科の各学年の評定を、目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）による5段階の評定で記入すること。また、過年度卒業の出願者については、生徒指導要録の各学年の評定を記入すること。
- (4) 「3 自立活動の記録」の欄の記入について
  - ア 第3学年の学習の状況や成果について簡潔に記入すること。
  - イ 実施していない場合については斜線を引くこと。
- (5) 「4 特別活動の記録」の欄の記入について  
特別活動における生徒の活動について、「Ⅰ 活動の状況」の欄には、学級活動、生徒会活動、

学校行事における優れた項目に○印を記し、「Ⅱ 事実及び取組状況」の欄には、その主な事実及び取組状況について、具体的に記入すること。

- (6) 「5 学校内外における諸活動の記録」の欄の記入について
- ア 学校内外におけるスポーツ活動や文化活動の取組状況、主な大会の成績等について具体的に記入すること。
  - イ 社会活動やボランティア活動等の取組状況について具体的に記入すること。
  - ウ 記入内容がないときは、「特記事項なし」と記入すること。
- (7) 「6 指導上参考となる事項」の欄の記入について
- ア 生徒の学校での学習や生活への取組状況で、他の欄に記入できなかった長所、特技等を記入すること。
  - イ 生徒の将来の進路希望等について記入すること。
  - ウ 出願先学校が特に求める記載事項があれば記入すること。
  - エ 記入内容がないときは、「特記事項なし」と記入すること。
- (8) 「7 障がいの状況」の欄の記入について
- ア 学校教育法施行令第22条の3に規定されている区分を記入すること。
  - イ 生徒の疾病等の診断名を記入すること（保護者が了解していること）。
  - ウ 身体障害者手帳又は療育手帳の所有状況（等級を含む）を記入すること。

## 調 査 書 B 作 成 要 領

下記に記す事項以外は、調査書A作成要領に従って作成すること。

- 「2 学習の記録」の欄の記入について
- ア 第3学年の学習の状況のうち、特に成果のあったことについて記入すること。
  - イ 領域・教科を合わせて指導している場合は、実施状況に合わせて教科等の欄を書き換えること。
  - ウ 実施していない教科等については斜線を引くこと。